成蹊大学科目等履修生規則

制　　定　平成６年２月23日
大 学 評 議 会
最新改正　2019年２月６日

（趣旨）
第１条　この規則は、成蹊大学学則（以下「学則」という。）第48条第２項の規定に基づき、成蹊大学（以下「本学」という。）における科目等履修生の取扱いに関し必要な事項を定める。
（種類）
第２条　本学における科目等履修生は、次に掲げる者をいう。
（１）学部科目履修生　学部の特定の授業科目を履修する者
（２）コース科目履修生　コースとして設定された複数の授業科目を履修する者
（３）教職課程科目履修生　教育職員免許状の取得に必要な授業科目を履修する者
（入学資格）
第３条　学部科目履修生及びコース科目履修生として入学することができる者は、次に掲げるとおりとする。
（１）学則第 21 条に該当する者
（２）成蹊高等学校の生徒のうち、高等学校長の許可を受けた者
（３）本学と高大連携に関する覚書（科目等履修生の受入れについての連携を含むものに限る。）を締結している高等学校の生徒のうち、当該高等学校長の許可を受けた者
（４）その他前号に準ずる者として学長が特に認めた者
２　教職課程科目履修生は、本学卒業生並びに本学大学院在学生及び修了生に限る。
（入学の時期）
第４条　科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。
（履修期間）
第５条　科目等履修生として履修することができる期間（以下「履修期間」という。）は、原則として、１年又は半期とする。
２　前項の規定にかかわらず、教職課程科目履修生については、教職課程科目の履修状況及び履修計画に応じ、履修期間を最長３年までの期間であらかじめ設定することができる。ただし、教職課程科目履修生が、履修期間を超えて履修を希望する場合には、所定の手続きにより、最長で２年間の延長を認めることがある。
（履修許可科目及び単位数）
第６条　科目等履修生として履修を許可する授業科目は、各学部の定めるところによる。
２　科目等履修生が１年間で履修することのできる単位数は、次のとおりとする。
（１）学部科目履修生　32単位まで
（２）コース科目履修生　コースとして設定された単位数
（３）教職課程科目履修生　教育職員免許状取得のために必要な科目のうち、40単位まで
（出願手続）
第７条　科目等履修生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに次に掲げる書類に入学検定料を添え、学長に願い出なければならない。ただし、第３条第１項第２号、第３号及び第４号に該当する者（以下単に「高校生」という。）については、第２号から第５号までの書類を要しないものとする。
（１）科目等履修生願書（本学所定用紙）　１通
（２）最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書　１通
（３）最終出身学校の成績証明書　１通
（４）健康診断書（本学所定用紙）　１通
（５）在留カードのコピー（外国人留学生のみ）
（６）その他必要と認める書類

２　履修を希望する授業科目が複数の学部にわたる場合は、希望する学部ごとに、前項に規定する書類に入学検定料を添え、願い出なければならない。ただし、教職課程科目履修生にあっては、出身学部（本学大学院在学生及び修了生の場合は、当該研究科の基礎となる学部）の願い出のみで差し支えないものとする。

３　履修期間を終了した者が再び科目等履修生として入学を志願する場合は、改めて第１項に定める手続を行わなければならない。ただし、既に科目等履修生として入学の許可を受けたことのある学部に再び志願する場合には、同項第２号及び第３号に定める書類の提出を要しない。

（入学志願者の選考及び入学の許可）

第８条　前条の入学志願者に対しては、履修を希望する授業科目又はコース科目を開設する学部の教授会が定める方法により選考を行う。

２　前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに当該学部において履修の指導を受けた上で、誓約書（本学所定用紙）及び履修登録届（学部様式）を提出するとともに、登録料及び履修料を納入しなければならない。

３　学長は、前項の手続を完了した者に対して入学を許可する。

（履修の取止め及び取消し）

第９条　科目等履修生が履修期間の途中で病気その他の理由により履修を取り止めようとする場合は、当該科目等履修生は、学長に所定の願い出を提出しなければならない。

２　学長は、前項の願い出の提出を受けたときは、科目等履修生の入学を許可した学部の教授会の意見を聴いた上で、これを許可することがある。

３　学長は、本学の規則に違反し、又は本学の授業実施に支障のある行為を行った者について、教授会の議を経て、当該科目等履修生の履修を取り消すことがある。

（納付金）

第１０条　科目等履修生が納入すべき入学検定料、登録料及び履修料（以下「入学検定料等」という。）については、学則の定めるところによる。ただし、高校生の入学検定料等は、減免することができるものとし、その細目は、別に定める。

（単位の認定及び証明書の交付）

第１１条　科目等履修生が履修した授業科目について、所定の試験を受け、合格したときは、所定の単位を認定する。

２　前項により認定された単位については、願い出により、単位修得証明書を交付する。

（科目等履修生証）

第１２条　科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。

２　科目等履修生が登校する際には、科目等履修生証を携帯しなければならない。

（事務の所管）

第１３条　科目等履修生に関する事務は、教務部が所管する。

（施行細則）

第１４条　この規則の施行に関し必要な事項は、別に細則をもって定める。

（規則の改廃）

第１５条　この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附　則（略）